

「沖縄県福祉ホームの設備及び運営に関する基準条例（仮称）」骨子案

1 条例の名称

沖縄県福祉ホームの設備及び運営に関する基準条例（仮称）

2 内容

県条例で定める福祉ホームの設備及び運営に関する基準の骨子案は下表のとおりとする。（別紙参照）

区分	条 項	項 目	基準の内容	
			国基準	県基準
防災対策	5	非常災害防災対策	消火その他の非常災害 上記に対する計画策定、体制整備・周知、訓練実施	火災、風水害（大雨・津波など）又は土砂災害等 上記に対する個別の防災計画策定、体制整備・周知、訓練実施
上記以外			職員配置、設備、運営などの基準を規定	国基準どおり

3 上記基準設定の理由

当該規定は、従来、「消火その他の非常災害」という記載であったが、近年、台風や竜巻、大雨による浸水被害、津波、地すべり等の土砂災害が頻発している状況である。

このため、火災の他に、福祉ホームの立地条件により想定される災害に対し、それに応じた個別の防災計画を策定し、連絡体制の整備や実地訓練等を義務付ける。

（参考：条例の基準である省令の名称）

障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第176号）

(別紙)

○国の省令に対する県での検討状況

基準の条項	県での検討状況
第五条 非常災害対策	【参酌すべき基準】 非常災害対策について、前記のとおり <u>独自基準を設ける。</u>
第五条以外の条項	その他については、国の基準で十分な 内容のため、現行どおりとする。